

石狩市有料広告の特定募集方式に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石狩市有料広告掲出の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項第2号に規定する有料広告の特定募集方式に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告事業者の選定方法)

第2条 市が有料広告の掲出をしようとする広告媒体に広告主を募集する広告代理店等の民間事業者(以下「広告事業者」という。)の決定は、公募した者の中から入札参加者を選考して行なう指名競争入札(以下「公募型指名競争入札」という。)により行なう。

2 広告事業者は、広告の募集に当たって要綱第2条の規定を遵守するとともに、広告を掲出する者(以下「広告主」という。)若しくは広告の掲出内容等が各種法令等に違反し又は違反するおそれのないよう、細心の注意を払わなければならない。

3 広告の内容等に関する責任は、広告事業者及び広告主が負うものとする。

(入札参加申請の受付期間)

第3条 入札参加申請の受付期間は、5日以上を設けるものとする。

(公開する事項)

第4条 公募型指名競争入札を行うときは、要綱第4条第2項に掲げる事項に加え、あらかじめ次の各号に掲げる事項を別記第1号様式により公開しなければならない。

- (1) 募集の内容
- (2) 広告事業を行う課(所)名及び場所
- (3) 広告媒体の名称
- (4) 入札参加条件
- (5) 入札説明書の交付場所
- (6) 入札参加申請の受付期間及び受付場所
- (7) その他必要と認める事項

(入札の参加申請)

第5条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、指定した日までに次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- (1) 広告事業公募型指名競争入札参加申請書(別記第2号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(指名できない者)

第6条 次に掲げる者は、入札参加者として指名することができない。

- (1) 石狩市競争入札参加資格者名簿(委託、物品)に登録されていない者

(2) 申請書等を提出期限までに提出しなかった者

(3) 申請書等に虚偽の記載をした者

(4) 入札参加条件を満たさなかった者

(理由の説明)

第7条 入札参加の申請を行ったにもかかわらず指名されなかった者は、指定する日までにその理由について書面により説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求められたときは、非指名理由説明書(別記第3号様式)により回答するものとする。

(入札の中止等)

第8条 入札参加条件を満たした申請者が2者以上ない場合又は指名する者が2者以上ない場合その他、中止又は取り消すことに合理的理由があるときは、当該公募型指名競争入札は中止する。

(その他)

第9条 この要領の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

別記第2号様式（第5条関係）

公募型指名競争入札参加申請書

年 月 日

石狩市長 様

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

広告事業名 _____

上記広告事業の指名競争入札への参加を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

（注意事項）

共同企業体の場合は、構成員それぞれ記名押印すること。

